

令和元年第6回取手市教育委員会定例会会議録（公開用）

1. 招集年月日 令和元年6月26日（水）午前10時00分
2. 招集場所 藤代庁舎 301会議室
3. 出席委員  
教育長 伊藤 哲  
教育委員（教育長職務代理者） 山下 正路  
教育委員 小谷野守男  
教育委員 櫻井 由子
4. 欠席委員 なし
5. 委員以外の出席者  
教育部長 田中 英樹  
教育参事 森田 哲夫  
教育次長兼教育総務課長 石塚 幸夫  
学務給食課長 三浦 雄司  
指導課長 浅野 誠  
スポーツ生涯学習課長 長塚 逸人  
公民館課長 丸山 博  
文化芸術課長 岡本 弘子  
ふじしろ図書館副参事 飯塚 稔
6. 書 記  
教育総務課 課長補佐兼係長 蛭原 康友  
教育総務課 主 査 谷口 京子  
教育総務課 主 事 中村 翔
7. 議 事  
議案第33号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）  
報告第14号 取手市教育委員会職員の処分について（非公開）  
議案第30号 取手市就学援助規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について  
議案第31号 取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について  
議案第32号 取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正する規則について  
報告第15号 令和元年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、取手市立藤代南中学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について）

報告第16号 令和元年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第3号）所管事項の同意について）

報告14 いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告について（一部非公開）

## 8. その他

- (1) 令和元年第1回取手市議会臨時会における教育委員会関係議案等の結果報告について
- (2) 令和元年第2回取手市議会定例会における一般質問及び教育委員会関係議案等の結果報告について
- (3) 令和元年度組織目標について

## 9. 会議の概要

午前10時00分開会

### ○教育長

ただいまの出席者は4名で定足数に達しております。令和元年第6回取手市教育委員会定例会は成立いたしました。

これより開会し、直ちに本日の会議を開きます。

配布物の確認を事務局からお願いします。

〔事務局谷口主査が配付物の説明をする〕

### ○教育長

それでは、まず初めに教育長報告をさせていただきます。

配布しました資料に入る前に、私のほうから1点お話しさせていただきます。報告14でも説明させていただきますが、6月22日午後7時から、藤代公民館2階講堂におきまして藤代南中学校平成27年度卒業生並びに保護者の皆様への説明会を開催させていただきました。これにつきましては、遺族初め当時の保護者・生徒の皆様に対して、いじめ問題の茨城県の調査委員会による調査結果・評価結果を全面的に受け入れたご説明とおわびの場として開催したものでございます。この問題について、根本的に教育行政と学校教育の原点に立ち返り、反省しなくてはいけないということで、改めて認識を新たにしたところでございます。この点につきましては、後ほど御報告をさせていただきます。

それ以外の資料について御説明させていただきます。まず1点目、令和元年5月28日の川崎市殺傷事件後の対応ということでございます。この事件につきましては、児童と保護者が刺殺されるという非常に痛ましい事件であったわけです。この事件を受けまして教育委員会のほうでは、その事件当日の5月28日に県のほうから配信されました児童生徒等の登下校における安全確保についてのメールを各学校に送信いたしまして、それに加えまして3つの対応をお願いしたところでございます。

1つ目としては、児童生徒に対して、110番の家とかガソリンスタンドとか、コンビニエンスストアなどに駆け込んで大人の助けを求めるような指導を行ってほしいということ。2点目としましては、不審者情報に関して警察と情報を共有し、連携を

密にするということ。3点目として、保護者や地域の方々に対して、ながら見守りの協力を呼びかけること。各学校で児童生徒に対して、各クラスごとに注意喚起を行ったり、下校指導の強化など、保護者に対してもメール配信を行っております。また、小中学校のスクールバス、またスクールタクシーを運行している業者に対しまして、不審者がバス・タクシーに乗り込むという危険が叫ばれましたので、バスの停留所付近に不審者がいる場合には注意することなどの注意喚起を行ったところでございます。教育委員会と安全安心対策課で行っております青色防犯パトロールを、通常時の週2回から6月17日までの3週間毎日実施することで、児童生徒の安全の確保に努めることといたしました。翌5月29日には、庁内のイントラを使いまして全市職員に対しまして、通勤時や公用車などを利用して外出する際にながら見守りを行うようお願いしたところでございます。

現在は、スクールバスやタクシーに表示する「ドライブレコーダー録画中」、また教職員が車でパトロールする際に車体に表示する「パトロール実施中」などのマグネットを作成しまして、不審者への対応の準備を進めているところです。こういったことで教育委員会といたしましては、安全確保に努めてまいりたい所存です。

2点目、学力向上推進プロジェクト事業に係るブラッシュアップ研修についてです。今年度、国語の重点校ということで、取手市立藤代中学校が指定を受けているわけですが、その第1回の授業発表会が6月13日1時10分から学校で関係者にお集まりいただきまして、行われました。講師としましては、義務教育課の指導主事にも来ていただいて、授業のほうは2年3組と3年3組、古典について扱っていただきました。研究テーマとしては「根拠を明確にして表現する力を育てる国語科学習指導の在り方」～古典学習での多様な交流場面における対話的な学びを通して～ということで、非常に活発な授業を行っていただきました。具体的な手立てとしては、藤中ワールドカフェ、ジグソー学習の手法のひとつということで、テーマや目的に合わせてメンバーを変えながら話し合い、さまざまな考えに触れることができるような機会設定です。

また、焦点を絞った課題設定とか、条件付きの振り返り等を行ったところでございます。参加者の感想としましては、古典というと、苦手な意識を持つ生徒さんもいらっしゃると思いますが、生徒が親しみを持つような授業づくりがなされて、主体的な学習になっていたということ。意欲的、積極的な姿勢も伺えたということ。今回の研修は大変有意義であったということで、非常に好評を得たところでございます。講師の指導のほうからは、よくなっているところも分析するとか、どんな指導が効果的に働いているかということをしっかり分析するということと、評価につながる意見を指導者全体に広げてほしいという御指導があったところでございます。次回につきましては、12月13日ということで、教育政策研究所の学力調査官にもおいでいただきまして、授業を公開して指導講評等を行っていただく予定になってございます。

3点目、第44回市の美術作家展（とりび）についてです。こちらにつきましては、6月15日からきょうまでということで、ウェルネスプラザのほうで開かれてございます。この期間中にはギャラリーツアーということで、中学校5校、中学校4校から児童生徒が訪れてということです。参加人数は9校合わせて510人ということです。このギャラリーツアーなんですけれども、作家のほうから作品に対する思いとか、製作に当たってのエピソードを語っていただくということで、これは本当に臨場感がたっぷりということです。そのほか、会場に来ていない作家については、質問状という

形で学校宛に回答を送っていただく、そういったことにも取り組んでいただいております。今回、300人以上の子どもたちから質問が寄せられたということです。作家の皆さんのほうからも、ギャラリートツアーを楽しみにしていただいているところがございます。小さいときから実際見て、作家からお話を聞いて、感性を豊かに育てる非常に貴重な機会になったところがございます。

続いて4点目が子どもの本のひろばについてです。6月22日土曜日と23日日曜日にかけて、福祉会館で行われました。こちらにつきましては、図書館と、とりで・子どもの本の会の共催という形で行われまして、100人ほどの出席者があった中で、テーマ展示と読み聞かせということでございます。また、スペシャルイベント「聞かせ屋。けいたろうさんによる読み聞かせライブ」で、ウクレレを片手にしまして、子どもたち1人1人に語りかけるなど、子どもたちの歌声や拍手もにぎやかな30分で、非常に盛り上がったということがございます。

以上で、教育長の報告とさせていただきます。

これより本日の議事に入ります。

本日追加でお配りしました議案第33号、取手市教育委員会職員の処分について、また報告第14号、取手市教育委員会職員の処分については、いずれも人事に関する件となります。

お諮りいたします。議案第33号及び報告第14号の議事につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

異議がございませんので、議案第33号及び報告第14号の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

#### ○教育長

議案第33号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。田中教育部長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第33号は原案のとおり決定をいたしました。

次に、報告第14号、取手市教育委員会職員の処分についてを議題といたします。

本件についての説明を田中教育部長、お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第14号は報告のとおり承認いたしました。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除いたします。

〔会議室解鎖〕

#### ○教育長

議案第30号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を三浦学務給食課長、お願いします。

#### ○学務給食課長

議案第 30 号、取手市就学援助規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について、御説明させていただきます。提案理由としましては、先月の定例教育委員会におきまして、国の要保護児童生徒援助費補助金の補助単価が改められたことに伴いまして、取手市就学援助規則の一部を改正しましたが、その際、入学準備金について改正漏れがあったことから、改めまして今回、規則の一部を改正するものでございます。

入学準備金につきましては、平成 31 年 4 月に市内の公立小中学校に入学した児童生徒の保護者に対し、入学前の平成 31 年 1 月に、小学校就学予定者に対して 40,600 円、中学校入学予定者に対して 47,400 円を支給しております。その後、今年度に入りまして、国の要保護児童生徒援助費補助金のうち、小学校就学予定者の入学準備金が 50,600 円に、中学校入学予定者の入学準備金が 57,400 円に引き上げられたことから、5 月の定例教育委員会におきまして、規則の一部を改正したところでございます。しかし、事務処理を進めていく中で、改正後の規則では、平成 31 年 1 月に支給しました入学準備金については、改正後の補助単価が適用されないことが明らかになりました。そのため、改正後と改正前の差額を支給するために、付則の中に入学準備金に係る特例を設けたものでございます。

改正後の付則につきましては、1 ページ、付則第 2 項にございますとおり、平成 30 年度入学準備金に係る特例としまして「委員会は、平成 30 年度に改正前の取手市就学援助規則の規定による入学準備金を受けた者に対し、改正後の別表に規定する入学準備金の額を差し引いた金額を令和元年度新入学用品費として支給するものとする。」を追加するものでございます。なお、この規則につきましては、公布の日から施行するものでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

### ○教育長

以上で議案第 30 号についての説明が終わりしました。

本件について、質疑、ご意見ございましたらお願いします。

山下委員。

### ○山下委員

差額が出るということは非常にいいことだと思います。就学援助の話とずれるんですけども、申請は、これは保護者がやらないといけないものなのか。実は、きのう、おととい、学校訪問をしたときに、不登校の子どもが 3 人いたんですよ。校長先生から、修学旅行費が出ていないと。だから、修学旅行に連れて行けるかどうかという話がありました。それから、恐らく給食費も払っていないと思うんですよ。家庭的に非常に大変なのはわかっていて、つい最近市外から転校してきたみたいなんですよ。そういう話を聞いたら、千葉の野田のことを思い出しちゃって、本当にもう関係機関と進めないと、手遅れになる可能性があるかなという話をしたんですけども。学校でも、就学指導の援助をなさいという要請はしているらしいんですよ。ところが一向にそれをしない。お母さんがこもりがちで、そういう手続ができないような状態なんだというお話なんですよ。

例えば、特例として学校長とか、民生委員さんとかが申請できるようなシステムがないのかなと思って、そうして修学旅行費が出れば、何とか修学旅行に連れていけるだろうし、恐らく給食費だったまれば、後の回収は学務給食課が頑張ってやらなきゃいけない状態になると思うんですが、そういうところの家庭の特例というのが就学援助であるならば、そういう方法で 1 人の子どもでも助けられるんじゃないのかなと

学校訪問で感じたものですから、そういう仕組みがないのかなということだけお聞きしたい。

#### ○学務給食課長

現在、基本的には保護者の方が申請という形になっています。確かに、委員おっしゃるとおりの家庭もございまして、学校でも再三、申請を出すようにお話をしていたところなんですけども、なかなか動かない。教育委員会からも連絡先を聞いて、御連絡をしたりしておりますが、なかなか上げていただけないような状況です。ですので、今、ご提案がありましたものについては、今後検討したいなと思います。

#### ○山下委員

そうすれば、1人、2人の子どもは助かるでしょうし、給食費も払えない状況のような感じがするので、そういうところに踏み込んでできるといいのかなと感じました。ありがとうございます。

#### ○櫻井委員

民生委員の立場、地域福祉に関わっている者として申し上げさせていただきますと、福祉全般に関してなんですけど、原則手上げ方式なんです。なので、困っていますという手を上げていただかないことには、行政側は動けないというのが現実でありますので、山下委員がおっしゃっていた児童生徒さんにつきましては、私のほうからも校長先生に、ぜひとも民生委員と社会福祉課を通して一刻も早く救済してあげてくださいということはお話ししてきたんですけど、それ以外で学務給食課のほうでも、なかなか支援のほうに親が踏み出せないお家もあるということなんですけど、そちらも社会福祉課、あるいは民生委員を使って何度でも、困っているお子さんの就学援助のほうは進めていただきたいと思います。

#### ○学務給食課長

素晴らしい提案をいただきましたので、いろいろ関係機関と協力して、できるような方法で進めていきたいなと思います。

#### ○教育長

この点については、子どもたちの貧困対策を市町村が要項といいますか、仕組みを策定しなくちゃいけないというのが先日、国で決まったので、それについては教育委員会サイドでできることをどういうふうに整理するかという課題もありますので、今後、検討に向けて努力していきたいと思います。

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

よろしいですか。これにて、質疑、ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は原案のとおり決定をいたしました。

続いて、議案第31号、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を求めます。三浦学務給食課長、お願いします。

#### ○学務給食課長

それでは、議案第 31 号、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正する規則について、説明させていただきます。提案理由につきましては、国の特別支援教育就学奨励費の補助単価が改められたため、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の一部を改正するものでございます。

最初に、取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の概要について、ご説明申し上げます。取手市特別支援教育就学奨励費につきましては、特別支援学級に在籍する学齢児童又は学齢生徒の保護者に対し、負担能力の程度に応じて特別支援教育への就学に要する経費の一部を補助することにより経済的負担を軽減し、特別支援教育の振興を図ることを目的とした制度でございます。支給対象者につきましては、取手市立小学校又は中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、特別支援学級において教育を受ける児童生徒の保護者となります。また、就学援助を受けている保護者につきましては、特別支援教育就学援助の対象にはなりません。現在の支給金額につきましては、資料 11 から 12 ページの別表のとおりとなっておりますが、この度、補助単価の一部が国で改正されたことから、それに伴いまして特別支援教育就学奨励費支給規則を改正するものでございます。

補助単価の改正内容につきましては、参考資料としまして 5 ページに抜粋してありますので、そちらをごらんいただきながら御説明させていただきます。まず、小学校支給費目・金額についてでございますが、1 年生対象の新入学用品費が 20,300 円から 25,300 円に、1 年生から 6 年生までを対象とした学用品費が 5,710 円から 5,760 円に、2 年生から 6 年生までを対象とした通学用品費が 1,115 円から 1,125 円に、1 年生から 6 年生までを対象とした宿泊を伴わない校外活動費が 785 円から 790 円に、2 年生から 6 年生までを対象とした宿泊を伴う校外活動費が 1,810 円から 1,825 円に、6 年生対象の修学旅行費が 10,590 円から 10,680 円に改めるものでございます。

続きまして、中学校支給費目・金額についてでございますが、1 年生対象の新入学用品費が 23,700 円から 28,700 円に、1 年生から 3 年生までを対象とした学用品費が 11,160 円から 11,255 円に、2・3 年生を対象とした通学用品費が 1,115 円から 1,125 円に、1 年生から 3 年生までを対象とした宿泊を伴わない校外活動費が 1,135 円から 1,145 円に、1 年生から 3 年生までを対象とした宿泊を伴う校外活動費が 3,050 円から 3,075 円に、3 年生対象の修学旅行費が 28,335 円から 28,570 円に改めるものでございます。

なお、この規則につきましては、公布の日から施行し、改正後の取手市特別支援教育就学奨励費支給規則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用するものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○教育長

以上で議案第 31 号に対する説明は終わりました。

本件について、質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

山下委員。

## ○山下委員

増額されたということは非常にいいことかなと思ってお聞きしました。6 ページに、特別支援学級の在籍者数と、奨励費の支給者数が出ているんですが、大体 6 割ぐらいちょっとぐらいの支給率かなと思って見させていただいたんですが、特別支援学級に入って、これも親の申請だと思うんですけど、申請しない家庭もあるのか、又は親の収入によってもらえないところがあるのか。6 割程度で支給されているところの、あ

との4割近くがもらっていないというところだと思うので、ちょっとご説明していただければと思います。

#### ○学務給食課長

まず最初の御質問、申請の件なんですけども、こちらに関しましては、すべて御家庭が申請されるとは限りません。最初から所得が多い方につきましては、申請自体をしてこないような状況になっております。2点目のほうなんですけども、就学援助と同じように所得の安定がございます。ただ、就学援助と所得の判定基準が若干違いますので、どちらかというところ、こちらのほうが有利な制度です。申請していただければ、それほどすごい高額でなければ、認定は受けられるような状況でございます。ただ、学級自体に入っているんですけど、中には申請自体をしたくない親がいらっしゃるみたいで、元々、学級に入ること自体をあまりよしと思わない保護者もいらっしゃるようで、申請をされない方もいらっしゃるようなことを聞いたことはあります。

#### ○山下委員

年々、特別支援学級の在籍者がふえてますよね。在籍者数がふえてきていると。以前は、特別支援学級というのは、非常に数が少なかったんです。その子どもも、大半が家庭的に大変なところの子どもだったんですけど、最近は傾向として、経済的に恵まれている子どもの発達障害もふえてきて、こういう補助は要らないと拒否する家庭もたしかにあるのはわかっているんですが、そこら辺の特別支援に対する補助というのを保護者たちはどういうふうにとらえているのかなという感じがしたものですから、こんなものは余計だよというところをえ方をしているのか、やっぱりしてくれというものがあるのか。

#### ○学務給食課長

保護者によっても考え方が違うようでして、ただでありがたく思う方もいますし、要らなくて十分やっていけるという保護者の方もいらっしゃいます。どちらかというところ、いただいている方については、聞いたところによりますと、普通学級に行くと、この補助がもらえなくなってしまうので、そのまま在籍していると。状態が良くなってはいないと思うんですけど、そのまま在籍して学校生活を続けたいという保護者がいるということも聞いてはおります。

#### ○山下委員

給食費は、特別支援は2分の1と書いてあって、半分ということですか。

#### ○学務給食課長

おっしゃるとおり、特別支援に関しましては、就学援助と比べまして大体半分、その費目についても約半分となっております。

#### ○山下委員

ありがとうございました。

#### ○教育長

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

これにて質疑、ご意見を終結といたします。

お諮りいたします。議案第31号は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕



## ○教育長

御異議なしと認めます。よって、議案第 31 号は原案のとおり決定をいたしました。次に、議案第 32 号、取手市いじめ専門委員会運営規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願いします。

## ○指導課長

議案第 32 号、取手市いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正する規則でございます。提案理由といたしましては、取手市みんなでいじめをなくすための条例が改正され、同条例に取手市いじめ問題専門委員会の臨時委員の規定が新たに追加されたことから、所要の整備を行うために本規則の一部を改正するものでございます。

この条例につきましては、定例教育委員会のほうでも確認していただいた次第でございますけれども、その運営規則の改正に関する資料が次のページ、いじめ問題専門委員会運営規則の一部を改正する規則ということで、改正前と改正後という形で載せさせていただいております。改正後の欄に掲げる規定の下線で示す部分、こちらが改正により追加されている部分になります。まず 1 つ目、この後ろに取手市いじめ問題専門委員会運営規則が載っておりますので、そちらもあわせて見ていただくとわかりやすいところがございますけれども、まず、委員長及び副委員長という項目の第 2 条がございます。こちらは、元は専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めるというものでございました。その委員の後に（臨時委員を含む。次条第 2 項及び第 4 項並びに第 8 条において同じ。）という部分を追加させていただきました。

次、資料の 2 ページを見ていただきますと、先ほどお話しした運営規則になりますが、次条でございますので、第 3 条の 2 項と 4 項の部分が同じということになります。こちらは、会議を開くための数ですね。さらには、議事を決する場合の議決権、こちらが臨時委員のほうにもあるということを書かせていただいている条項になります。さらに、8 条において同じと。8 条のほうを見ていただくと——その結果を教育委員会に報告するものとするということと……こちら同じように臨時委員にも内容を求めているものであります。

さらに、第 7 条を設けまして、こちらに臨時委員の規定をさせていただいております。「臨時委員は、委員会からの委嘱に基づき、個別の事項に係る調査審議を委員と同等に行い、専門委員会及び専門部会の議事に参画するものとする。ただし、臨時委員は、専門委員会の委員長及び副委員長になることができない。」という条項をここに加えさせていただきました。先ほどもお話ししたように、臨時委員も同じように議事を決する権利、議決の権利がございますので、こちらのほうで臨時委員が委員長、副委員長になってしまいますと、そもそも臨時委員は事案において必要な期間、臨時的になる委員でございますので、委員長、副委員長になると不都合が生じるというようなことから、このような状況を受けて委員長、副委員長にはなることができないと定めさせていただいたところでございます。以上でございます。

## ○教育総務課主事

申しわけございません。事務局から 1 点補足させていただきます。先ほどの第 2 条の改正後の部分、委員の後の括弧書きの部分、臨時委員を含む。次条第 2 項及び第 4 項並びに第 8 条となっているんですが、こちら第 9 条の誤りでございます。申しわけございませんでした。

## ○教育長

訂正もあわせてお願いいたします。

以上、訂正を含めて説明が終わりました。本件についての質疑、ご意見がございましたらお願いします。

臨時委員の取り扱いについては、補正予算のときに御説明したとおり、個別の事案のときに臨時委員を置くと。

○指導課長

必要と認められる場合に委嘱するという形になります。

○教育長

委員長，副委員長になれないこと以外は，ほかの委員と同じということですよ。若干関連する条項があるので，混み入った規定改正になっています。

○櫻井委員

規則の第3条第2項ですが，会議は委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができないと。この委員は，臨時委員も含むということでしょうか。

○指導課長

そちらは臨時委員も含むということになります。

○山下委員

臨時委員はもう決定していたんでしたっけ。まだ先でしたか。

○指導課長

臨時委員に関しては，その事案ごとに必要と認める人であって，特に決定はしておりません。

○山下委員

事案によって臨時委員が変わることもあるわけですね。

○指導課長

事案は，もしかすると同時に起こることも想定されますので，そのときは必要と認める臨時委員を委嘱していくことになります。

○教育長

臨時委員についても委嘱する際は，教育委員会に諮るんですね。

○指導課長

そのようになります。

○教育長

ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長

質疑，ご意見なしと認めます。質疑，ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。議案第32号は，原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長

御異議なしと認めます。よって，議案第32号は原案のとおり決定をいたしました。

次に，報告第15号，令和元年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について，取手市立藤代南中学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について）を議題と

いたします。

報告第 15 号について説明を求めます。石塚教育次長兼教育総務課長お願いします。

#### ○教育次長兼教育総務課長

報告第 15 号、令和元年第 2 回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、取手市立藤代南中学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について）でございます。

令和元年第 2 回取手市議会定例会に上程される議案に係る意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、2 ページにありますとおり市長より意見を求められましたが、委員会を開催するいとまがなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき、1 ページにありますとおり、異議がない旨を報告したことを御報告いたします。議案名にあります各議案につきましては、各所管課より順次、御説明いたします。

#### ○スポーツ生涯学習課長

初めに、スポーツ生涯学習課所管の取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。提案理由といたしましては、この条例の基準省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、これまで都道府県知事のみが行っていた放課後児童支援員の認定研修を政令指定都市の長でも実施することができるようになったことから、今後、政令指定都市の長が行う研修を修了した者が取手市において放課後児童健全育成事業に従事する場合に、その者を放課後児童支援員として扱うために、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

#### ○教育次長兼教育総務課長

続きまして、教育総務課所管の取手市立藤代南中学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について、御説明いたします。取手市立藤代南中学校校舎・体育館の大規模改造工事につきましては、仮工事請負契約を締結しましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めることになっております。

市議会に上程いたしました取手市立藤代南中学校校舎・体育館大規模改造工事の契約金額は 7 億 7,275 万円です。契約の相手方は、赤塚・常陽特定建設工事共同企業体で、契約方法は一般競争入札となっております。

藤代南中学校校舎・体育館は、昭和 56 年に建築され、約 40 年近くが経過しており、経年劣化による老朽化が著しいため、学校環境の整備充実を図るべく、今年度、校舎・体育館の大規模改造工事を実施いたします。工事の概要ですが、校舎の外部改修としまして屋根防水改修、外壁塗装・改修、受水槽更新等を行います。また、内部改修としまして、特別教室空調設備新設、共有部天井・壁・床改修、トイレ改造、多目的トイレ新設、教室床改修、照明器具改修等を行います。また、体育館においては、外壁補修、アリーナ床・トイレ改造、多目的トイレの新設、照明器具改修及び非構造部材改修としましてバスケットゴール交換等を行います。さらに、武道場の屋根・外壁補修、アリーナ床改修等、及び駐輪場、倉庫など付帯施設の改修、並びにテニスコートの不陸調整表層土改修等を行う予定です。なお、工期は令和 2 年 2 月末日を予定してございます。

入札結果ですが、予定価格が7億8,870万円で、第1回の入札で赤塚・常陽特定建設工事共同企業体が7億7,275万円で落札業者となりました。予定価格における落札価格の割合である落札率は97.97%でございました。以上が説明となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○教育長

以上で報告第15号に対する説明は終わりました。

質疑、ご意見ございましたらお願いします。

#### ○小谷野委員

藤代南中学校関係でお伺いします。体育館の改修の部分なんですけど、まず第1点はバスケットゴール交換という項目が入っております。これはメインのほうの2本なのか、6カ所全部を交換するのか、それが1点目。それから2点目は、アリーナ床の改修なんですけど、これは全て取り外して新たにアリーナ床を打ち付けていくのか、その辺のところ。それからトイレ改修が問題で、以前勤めていたときに、3年ぐらいで地盤沈下によって管が外れちゃうんですね。それで、せっかくつくったものが、またそのこのところを改修するんだけど、改修をするときにはすごく大変らしくて、中に入り込まなきゃいけない。だから、この辺のところの場所の問題とかいろいろあると思うんですけど、その辺も考慮しながら設計関係をやってもらえたらいいなというふうに思うんですけど、状況が何ともならないので難しいとは思いますがね。3つ、よろしくをお願いします。

#### ○教育次長兼教育総務課長

まず1点目の体育館のバスケットゴール改修なんですけれども、これはメインの下りてくるバスケットゴール、こちらに落下防止装置をつける形でのバスケットゴールの交換という形で考えてございます。2点目の体育館のアリーナ床なんですけれども、こちらは全面張り替えを予定しております。3点目のトイレ改修なんですけど、やはりこちらが一番懸念されている部分でして、やはり藤代地区の学校につきましては全体的に言えることなんですけど、どうしても地盤沈下というところが非常に大きな問題となっております。建物については、杭の上に乗っている形ですので、周りが沈んでいくということなんです。ですので、こちらのほうは設計業者が昨年度設計を行っている段階で、給排水については今後、地盤沈下も予想されますので、できる限り対応可能な形での改修というものを考えているところでございます。

#### ○山下委員

担当も難しいかなという思いで——その辺はしょうがないんでしょうけど、ぜひお願いします。さらにもう1点なんですけど、バスケットのルールが毎回変わるんですよ。それで、最新のコートが以前のものとは全く違っているんですよ。ですので、ぜひ学校側とコートを引いていく上での協議をしっかりと踏んでいただいて、ぜひ学校の意見を通してもらえるとありがたいなと思います。以上です。

#### ○教育次長兼教育総務課長

工事施工中につきましても、定期的に学校、それから請負業者、それから市教育委員会、それから監理を受け持つ市長部局のほうの公共施設整備課、こちらとの協議が予定されておりますので、その協議の中で学校の要望を十分取り入れながら作業を行っていきたいと思っています。

#### ○山下委員

テニスコート等とあるんですけど、これはテニスコートはどんな感じでやるんですか。

**○教育次長兼教育総務課長**

藤代南中のテニスコートは、クレーコートが6面ございます。そのうち1面につきましては一昨年度、不陸調整等を行っているところなんですけども、ほかの5面につきましては、やはり水はけの部分ですね、どうしてもでこぼこになっている不陸の調整と、それから表層土、どうしても削られてしまっている砂がかなり少なくなっておりますので、そちらの表層土の改修を予定してございます。

**○山下委員**

駐輪場は、外装の色塗りだけという感じなんですか。

**○教育次長兼教育総務課長**

駐輪場につきましては、体育館のほうに駐輪場を照らす大きなサーチライトが付いていると思うんですが、そちらをLED化にするのと、それから駐輪場については今現在、かなりさびが出ている状況ですので、そのさびを一回払って新たに塗装をし直す工事を予定してございます。

**○山下委員**

駐輪場を狭めるとか、そういう工事はないわけですね。子どもと自転車の数が減っていますから。

**○教育次長兼教育総務課長**

現状の駐輪場のスペース全てを新たに塗装し直します。工事をやっていく上では実施設計を基に当然やっていくんですけど、可能な限り学校等の要望をお聞きしながら工事を進めていきたいと考えております。

**○櫻井委員**

取手市放課後児童クラブのほうで、改正のほうには異論はないんですけど、放課後児童支援員の研修のことでお伺いしたいんですけど、去年もそうだったんですけど、まだ支援員の研修の受講率が100%ではないということで、それを100%に近づけていくという目標だったと思います。現状で、研修の受講率はどのようになっていますでしょうか。

**○スポーツ生涯学習課長**

お答えいたします。本年4月現在で96名の支援員のうち61名が研修を修了しております。今年度においても7月の研修に向けて、現在、受講者を募集している状況です。以上です。

**○櫻井委員**

ありがとうございました。100%を目指してということで、前の課長もおっしゃっていただきましたので、よろしくお願いします。

**○教育長**

そのほかございますか。

〔「なし」の声あり〕

**○教育長**

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

報告第15号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○教育長**

異議なしと認めます。よって、報告第15号は報告のとおり承認することに決しました。

次に、報告第16号、令和元年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第3号）所管事項の同意について）を議題といたします。

報告第16号についての説明を求めます。石塚教育次長兼教育総務課長からお願いします。

#### ○教育次長兼教育総務課長

それでは、報告第16号、令和元年第2回取手市議会定例会に上程する教育に関する事務について定める議案についての専決処分の承認について（令和元年度取手市一般会計補正予算（第3号）所管事項の同意について）でございます。

令和元年第2回取手市議会定例会に上程される議案に係る意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、2ページにありますとおり市長より意見を求められましたが、委員会を開催するといとまがなかったため、取手市教育委員会の教育長に対する事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、1ページにありますとおり異議がない旨の回答をしたことを御報告いたします。

お手元でございます議案第44号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第3号）の抜粋資料に基づきまして、順次、各所管課長より御説明いたします。

#### ○文化芸術課長

文化芸術課から説明いたします。それでは歳入のほうから説明します。6ページをお開きください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、文化芸術振興費補助金でございます。取手アートプロジェクトが実施する事業の補助額が確定したことにより、375万5,000円を計上しております。

#### ○教育次長兼教育総務課長

同じく6ページ下段をごらんください。19款、繰入金、2項、基金繰入金、学校施設整備基金繰入金でございます。令和2年度に藤代南中学校を除く中学校5校の特別教室等への空調設備の新設及び老朽化している既設空調設備の更新を行う工事を予定していることから、その実施設計業務委託料に充てるため、学校施設整備基金繰入金としまして46万6,000円を増額補正するものでございます。

#### ○文化芸術課長

続いて7ページをお開きください。21款、諸収入、6項、雑入、地域の芸術環境づくり助成金でございます。こちらは取手アートプロジェクトが実施する事業の補助額が確定したことにより、500万円を計上しております。

同じく下段の損害賠償保険金でございます。こちらは取手駅市民ギャラリーのガラスが破損いたしまして29万1,000円を計上しております。

同じく下段の22款、市債、1項、市債、アートギャラリー整備事業債でございます。こちらはボックスヒル取手内にアートギャラリーを整備するための工事費に係る負担金に対して7,120万を充当するものでございます。

#### ○教育次長兼教育総務課長

同じく7ページ、1項、市債、合併特例債でございます。令和2年度に藤代南中学校を除く中学校5校の特別教室等への空調設備の新設及び老朽化している既設空調設備の更新を行う工事を予定していることから、その実施設計業務委託料に充てるため、合併特例債1億9,900万円の増額補正のうち840万円を充当するものでございます。

#### ○文化芸術課長

続きまして歳出を御説明いたします。8ページをお開きください。2款、総務費、1項、総務管理費、市制施行50周年記念事業に要する経費の下段、市民のうた作成業務委託料でございます。来年の市制施行50周年に向けて、市民のうたを新たに作成するための費用としまして300万円を計上しております。作成方法としましては、市民の皆様よりキーワードを募集しまして、選定後に作詞作曲を委託する予定としております。

#### ○教育次長兼教育総務課長

それでは11ページの下段をごらんください。9款、教育費、3項、中学校費、中学校施設整備に要する経費でございます。令和2年度に、藤代南中学校を除く中学校5校の特別教室、主に中学校に共通する図書室、音楽室、理科室、美術室、被服室、調理室、木工室及び相談室への空調設備を新設、並びに老朽化している職員室、校長室、保健室及びコンピューター室の既設空調設備の更新を行う工事を予定していることから、実施設計の委託料としまして886万6,000円を増額補正するものでございます。

#### ○文化芸術課長

続いて12ページをごらんください。9款、教育費、5項、社会教育費、アートのあるまちづくり推進に要する経費の壁画によるまちづくり委託料でございます。現在、17作品ある壁画のうち、破損がひどい3作品の修復を行う委託料444万1,000円を計上しております。同じく負担金、補助金及び交付金でございます。地域の芸術環境づくり助成金500万円と、文化芸術振興費補助金375万5,000円は、取手アートプロジェクトが実施する事業の補助額が決定したことによる取手アートプロジェクトへの補助金を計上しております。

続いて、アートギャラリー管理運営に要する経費の修繕料でございます。取手駅市民ギャラリーの西側のガラスが破損したため96万1,000円を計上しております。

続いて、アートギャラリー整備事業に要する経費の施設整備負担金（工事）でございます。こちらは東京藝術大学、JR東日本、株式会社アトレ及び取手市の4者協定に基づきまして、ボックスヒル取手4階に整備するアートギャラリーの工事負担金としまして9,502万9,000円を計上しております。昨日、4者それぞれからプレスリリースがありましたので、その資料も教育委員にお配りしております。そちらもごらんください。株式会社アトレと工事協定書を締結しまして、ことし12月中のオープンに向けて工事を進める予定であります。

#### ○スポーツ生涯学習課長

スポーツ生涯学習課、長塚です。13ページをごらんください。9款、教育費、6項、保健体育費、藤代スポーツセンター管理運営に要する経費でございます。藤代スポーツセンター第2駐車場の一部として現在賃借している土地につきまして、平成31年2月に土地の所有者から買い取りの申し出があり、今回、購入価格の参考とするため不動産鑑定料としまして20万9,000円を増額補正するものでございます。以上となります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### ○教育長

以上で、報告第16号に対する説明は終わりました。

報告第16号に対する質疑、ご意見ございましたらお願いいたします。

#### ○櫻井委員

文化芸術課にお伺いしたいんですが、アートのあるまちづくりで壁画の補修という

ことで、市内の壁画が大分傷んでいるなというところがありましたので、補修されるということは大変結構だと思います。具体的にはいろいろな方法が考えられると思いますが、専門的な業者さんに、あるいは東京芸大に、あるいは地域の子どもたちの力を使うのか、どのような方法をお考えでしょうか。

#### ○文化芸術課長

今回、壁画の修復は3カ所予定しているんですけども、藤代図書館の土手側、ちょうど6号バイパス下の擁壁にあります7メートルの作品なんですけど、こちらは落書きをされてしまいまして、そちらを修復するというのを第一に考えておりまして、そのほかに利根川の船着き場ですか、そちらにあります白山小学校の子どもたちが第1作目として描いてくださった作品なんですけども、あちらは川の増水によりまして水を被ってしまいまして、大分破損しているような状況になっています。もう一つは、国道6号の新町から取手駅のほうに抜ける左側——市役所から来ると左側ですけど、利根川の河川敷を描いた作品がありますので、そちらのほうも破損があるということで3カ所考えていまして、実際にお願ひするところは壁画によるまちづくり実行委員会というところで、壁画の制作をお願ひしている芸大出身の方を中心とした委員会の皆さんにお願ひする予定です。

#### ○櫻井委員

私も気になっていたのは、渡し場のところの白山小学校の子どもたちが描いた壁画、確かに水を被って悲惨な状態になってますけど、もし実行委員会のほうから白山小学校のほうに声がかかるようなときには、協力とかはお考えでしょうか。

#### ○文化芸術課長

あそこの場所というのは、増水により水を被ってしまうということで、描いた状態をいつまでもきれいに保てる場所ではないので、今回は子どもたちへのお声かけ燃せずに申しわけないんですが、結局は削って、1色で塗るような形を取らせていただこうと思っています。

#### ○教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

お諮りいたします。報告第16号は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議なしと認めます。よって、報告第16号は、報告のとおり承認することに決しました。

次に、報告第14、いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告状況についてを議題といたします。

本件についての説明を浅野指導課長お願ひいたします。

#### ○指導課長

それでは、いじめ防止策等の取り組み状況に関する報告について、御説明させていただきます。まず、報告14の1点目としまして、藤代南中学校平成27年度卒業生並びに保護者の皆様への説明会結果について御報告をさせていただきたいと思ひます。



まず、配布資料になります。委員の皆様のお手元には、配付資料といたしまして茶封筒の中に、保護者、御遺族様、あとは卒業生徒の皆様に当日配ったものと同じものを入れております。中身を説明させていただきますと、説明用の資料といたしまして、取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会報告書の概要版、こちらを使って説明資料とさせていただきます。

また、いじめ対策に係るこれまでの主な取り組みと、今後の再発防止に向けた対応についてということで、こちらになります。両面印刷のこれまでの取り組みをまとめたもの、こちらを説明用資料として準備いたしました。

その他の資料といたしましては、取手市立中学校の生徒の自殺事案に係る調査委員会による報告書の全体版、それから取手市みんなでいじめをなくすための条例、取手市いじめ防止基本方針、こちらをワンセットといたしまして封筒に入れ、当日、平成27年度の卒業生並びに保護者の方のみに配布をさせていただいております。また、別添としまして会の次第、そちらは、この資料とは別に受付にて配布をさせていただきました。

それでは、会議の流れに沿って次第、それから別紙1というのがございますので、そちらを使って会の流れを説明させていただきたいと思っております。こちら、会のほうなんですけど、開催日時といたしましては先週土曜日、令和元年6月22日、時間としましては19時から22時30分の間で開催いたしました。約3時間半の説明会になります。場所といたしましては、藤代公民館の2階講堂を使用しての開催となりました。

この会の出席者といたしましては、主催者として教育長、教育部長、教育参事、教育次長、指導課長、学務給食課長、指導課副参事が参加いたしました。また、元委員会職員として、元教育長、元教育部長、元教育参事、元指導課長、元教育委員長、そして元教育委員として現教育委員でもあります山下先生にも参加していただきました。また、元藤代南中学校教職員については、元校長、元教頭、元教諭の2名ということで参加しております。さらに、その他として、取手市スクールカウンセラースーパーバイザー藤原一夫先生にも御参加いただきました。参加者といたしましては、御遺族2名、それから御遺族代理人弁護士3名、平成27年度卒業生が15名、平成27年度卒業生の保護者が43名、傍聴者として26名、合計89名が参加しております。

報道機関に関しましては12社、こちらに書かれている朝日新聞、茨城新聞、東京新聞、毎日新聞、読売新聞、時事通信社、共同通信社、NHK、テレビ朝日、日本テレビ、フジテレビ、TBSということで12社が参加しております。

それでは、次第に沿って説明させていただきます。まず、開会后、黙とうをいたしました。そして、その後に教育長より、この会の趣旨についてのあいさつが行われたところでございます。この会の趣旨というのが県の調査委員会の報告書を受け入れ、そして受け止めた上で御説明とおわびをする、そういう説明会であるという趣旨を述べられて謝罪をするという場面でございます。その後、出席者紹介をして説明に入っていくわけですが、この説明のときに、御遺族から出席を求められていた元担任、それから元スクールカウンセラーの欠席理由について、教育参事のほうから説明がございました。説明の理由といたしましては、元担任に関しましては、取手市がこの調査結果全面的に受け入れて謝罪するというような説明会の趣旨には沿うことができず、参加することができないというような旨、さらにスクールカウンセラーに関しましては守秘義務、こちらのほうの関係で出席することができませんという県からの報告を

受けて、本日欠席しているという説明をしたところでございます。

そしてその後、内容説明に入りまして、県調査委員会による結果調査の御報告を教育部長より行いました。約 25 分間、調査報告書の概要版を使った説明でございました。その説明後、御遺族と保護者より要請のあった事項という形で、以下 4 番、それから主な意見という形で以下 5 番のほうにまとめております。まず 4 番に関しましては責任問題、それから処分の時期・内容について、こちらについて保護者と御遺族より要請があり、処分の時期の確認や報告、それからスクールカウンセラーの委嘱状況、継続の有無についての確認、報告依頼がございました。

また、2 番目としましては、元担任が現場に復帰する場合には、事前に遺族へ報告をするよう求める要請がございました。さらに、調査報告書を読んで、元担任がどのように考えているかのレポートをするよう要請がございました。

また、4 番目としまして、参加しなかった教職員からの説明を求める要求がございました。それに関しましては、本日、説明会における御意見は参加できなかった先生方にもきちんとお伝えすることで責任を果たしていくというような旨の回答をしたところでございます。そのほかとしまして、この秋をめどに、いじめ問題専門委員会にて再発防止策を策定する予定であり、策定結果については保護者の皆様に郵送にて御報告する旨を報告しております。

また、5 番目としまして、主な意見等という形で、まず元担任教諭についての意見としましては、本日の説明会に出席できないこと、文書回答もできないことに納得ができないという意見。それから、調査報告書のどの部分が受け入れられないのかを説明するべきであるという意見がありました。

また、2 番目としまして、平成 28 年 3 月 16 日の臨時教育委員会で、教育委員会側が遺族の調査結果を信憑性が乏しいとしたこと、そして当該結果と基本的に同様な内容を明らかにしている学校側の聞き取り結果を報告していないことへの追及・非難、こちらのほうがありました。こちらの部分での時間というのが非常に長くかかったところだと思えます。

3 番目としましては、元講師への説明を求める意見という形で、こちらは元講師への連絡はどうしているのか、それから元講師は発言するべきではないかという意見でございました。

4 番目として、説明会に参加しなかった教職員について欠席理由を問い、責任を追究する意見がございました。

5 番目としては、平成 28 年 3 月 8 日、学校において行った臨時保護者会において、学校から P T A に対する資料の制限があったことへの批判がございました。

6 番目としましては、取手市におけるいじめ防止に係る取り組み状況についての非難、非常に内容が浅いという非難を受けました。

7 番目として、この説明会の説明が表面的という非難も受けました。

以上のような内容で会が進んで、この記録に関しましては、現段階ではあらましくなっておりますので、こちらのほうは、まだ不足、抜けがある部分もございませうという形をとらせていただきます。

この説明会の中での指摘、取手市におけるいじめ防止に係る取り組み状況について、こちらについての非難があり、こちらを説明いただく必要はないというような会場側からの御意見もあったことから、こちら次第の中にあります説明内容 2 に関しましては、ここで打ち切りとなりました。行わずに打ち切りとなりました。ただし、この後、

閉会中のときに、教育長あいさつの中で、今後の取り組みの方向性という形で、いじめ問題専門委員会による再発防止策等に関する説明を入れていただいた形になっております。このような形で、会が11時30分に終了したという形でございます。

会の概要については、以上でございます。

#### ○教育長

それでは、資料1についての説明は以上でございます。

説明について質疑、ご意見がございましたらお願いします。

#### ○櫻井委員

説明会の概要は、今、説明いただいたことで理解できましたが、この概要とは別に、こういった雰囲気の説明会であったか。そういった会場の様子等も、感じた範囲で結構ですので教えていただければと思います。

#### ○指導課長

私の捉えといたしましては、まずスタートとしましては非常に落ち着いた雰囲気の中でスタートが切れたかなと思います。途中からは、旧市教委に対する責任追及のスタンスが非常にあった会であったかなと思いました。現教育委員会が責任においてはすべて受け取るというような形の会ではございますが、そういうふうな流れの会になってしまったというふうに思います。以上でございます。

#### ○教育長

そのほか、当日出席した田中部長。

#### ○教育部長

私のほうから少し補足させていただきますと、御遺族から、なるだけ大きな会場を用意してくださいという要請がございました。そういった中で、藤代公民館2階の講堂で開催したんですけど、約300席のいす、テーブルを用意したんですね。報告のとおり、全部で89名ということで、会場も保護者の席と、それから傍聴席は少し分けたんです。傍聴席を一番後方にして、保護者と御遺族を前のほうにしたんですけども、私たちが前面に立ったんですけども、左部分のほうに集中したような感じで、ちょっとどういう意図があったのかなというところもあるんですけど、最前列のほうに御遺族様と代理人弁護士の方を並べて、最初は代理人弁護士の方から、先ほどの主な意見の中の5-(2)の部分について、かなり厳しく御指摘をいただいたということで、やはり代理人弁護士の方ですので、御指摘するところが鋭くて、特に元教育委員会への御質問だったものですから、ちょっと言葉を返せないような、少し沈黙したような場面も多々あったという状況です。

#### ○教育長

そのほかございませんか。出席された山下委員からもお願いできれば。

#### ○山下委員

私も最初から最後まで参加させていただいたんですが、私は、御遺族の中島さんのお母さんとお父さんの言い分とか、気持ちとか、そういうのを本当はもっとしっかり聞きたかったんですね。お父さんは一言、途中で、何も変わっていないじゃないかなということで御意見があったんですが、もっとあの裏には気持ちがあるんじゃないかなという気がするんですよ。だから、どこかで会話ができれば、また変わるかなという気持ちもあったんです。お母さんは結構ご意見があったんですね。

先ほど、部長さんからもありましたけども、弁護士さんの御意見が多くて、なかなか御遺族の方の意見が伝わってこなかったというのが、私の本音なんですね。最後も、

防止に係る取り組みの説明を、もう要らないと仕切った方は弁護士の方なんですよ。だから、やはりあそこまで説明をしてほしかったという気持ちもあるんですね。やはりそれを聞いてほしかったなど。周りの方もいらっしゃるので、そういう今取り組んでいることを伝える機会がなくなったということはちょっと残念だったなというか、気持ちとしては最後はそういう言葉が欲しかったんですが、やはり本当に遺族に寄り添ったところの保護者会からはちょっと外れてしまったかなというのが……お父様なんかは、もっと本当の気持ちの裏には何かあると思うんです。あの一言でおっしゃったことの裏には、いろいろな気持ちがあると思うんだけど、出てきてなかったことが次の進歩にはつながらないかなと、そういう感想でした。

#### ○櫻井委員

今、山下委員からも御遺族のお話をもっとお聞きしたかったと。その中でも、御遺族のほうから幾つか御要望があったということがこの資料にはありますが、例えばスクールカウンセラーの現在の委嘱状況であるとか、幾つか御遺族のほうから、こういったところはどうか、報告してくださいという御要望があったようなんですが、こちらの報告については今後どのように対応される予定でしょう。

#### ○教育参事

御要望いただきました1点目なんですが、担任の責任問題ですね。処分の時期の確認がされています。また、スクールカウンセラーの現在の状況、今後の委嘱継続の有無に関してなんですが、県の教育委員会のほうに問い合わせを今しているところでございます。文書でのやりとりをしまして、できれば県の教育委員会から文書にて回答をいただくような形で進めております。昨日、連絡をとったところでございますので、県のほうからの回答を待っているところでございます。

#### ○小谷野委員

依頼された部分についての報告ということに関しては、本当にすべて報告という方向性がいいのかどうか、私はすごく疑問があります。ですから、保護的なものも含めて、例えば文書で報告すれば当然残るわけですから、そういうものも含めて、今後の対応については慎重に進めていくことが必要なんじゃないかなというふうに感じているんですけど、どうでしょうか。

#### ○教育部長

お答えします。小谷野委員おっしゃるとおり丁寧に、少し慎重にというところだと思っておりますけども、スクールカウンセラーのスーパーバイザーもいらっしゃいますし、いじめ問題専門委員会もありますので、そういった方たちと相談しながら進めて行きたいと考えております。

#### ○小谷野委員

了解です。

#### ○教育長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

#### ○教育長

私からも一言お話をさせていただきますと、説明会に関しては出席いただきまして、その緊張感も含めて話があったわけなんですけども、その趣旨というのは、県の報告書をすべて受け入れて、その上で、御遺族のお気持ち、お考えを十分察した上で謝罪するという会であって、そのことの真意をお伝えすることの難しさを改めて感じた次

第です。その中に、この問題の深刻さと、私たちが犯してきた問題点を改めて認識した次第です。それについては、田中教育部長からもお話がありましたけど、今後の対応を丁寧に、きちんとした手続等も踏まえて対応したいと考えてございます。

ほかになれば、資料2のほうに移りたいと思います。

資料2につきましては、個人が特定できる情報を含む報告内容になっております。

お諮りいたします。これ以降の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定により、議事を非公開としたいと考えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### ○教育長

御異議ありませんので、報告14のこの後の議事は非公開といたします。

〔会議室閉鎖〕

#### ○教育長

続いて説明を求めます。浅野指導課長お願いします。

(非公開のため説明・審議は省略)

#### ○教育長

それでは、質疑、ご意見なしと認めます。これにて質疑、ご意見を終結いたします。

以上で、報告14の議事を終わります。

非公開とした件の議事が終了しましたので、会議の非公開を解除します。

〔会議室開鎖〕

#### ○教育長

議事を進行いたします。次に、その他に入ります。

事務局から報告等をお願いします。

#### ○教育総務課課長補佐

事務局から御報告いたします。その他ということで、議会の開催状況、それから令和元年度の組織目標について、それから7月の行事予定について、順次説明してまいります。

まず、右上に資料1と囲んである資料をごらんいただきたいと思います。取手市議会臨時会会期日程と書いてある資料ですね。5月24日に令和元年取手市議会第1回臨時会開催されました。会期は1日でした。めくっていただきまして、資料2、議決等結果になります。教育委員会が関係する議案としまして、議案第27号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について。それから、議案第29号、令和元年度取手市一般会計補正予算(第2号)。それから、一番下の承認第5号、損害賠償の額を定め和解することについての専決処分の承認について。こちら、いずれも原案可決、あるいは承認という形になっております。第1回取手市議会臨時会についての報告は、以上になります。

続いて、資料3に移っていただきまして、こちら6月に行われました取手市議会定例会の会期日程になります。6月3日から6月14日まで12日間にわたって市議会の定例会が開催されました。次の資料に移っていただきまして資料4、一般質問発言通告事項一覧表ということで載っております。こちら下線が付いている箇所については、教育委員会関係の質問になっております。なお、質問の内容と答弁の概要については、次回の定例会において配布させていただきます。

続いて、資料5に移っていただきまして、定例会の議決等結果になります。教育委

員会に関連する議案といたしましては、議案第 34 号、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。それから、議案第 39 号、取手市立藤代南中学校校舎・体育館大規模改造工事請負契約の締結について。それから、議案第 44 号、令和元年度取手市一般会計補正予算（第 3 号）。以上、議案については、いずれも原案可決となっております。議会の定例会の報告については、以上になります。

続きまして、令和元年度組織目標について御説明いたします。左上に、令和元年度組織マネジメントシートと書いてある資料をごらんいただきたいと思います。こちらにつきましては、取手市の全部課において、毎年度初めに組織目標というものを立てております。そちらについて、記載してある資料になります。内容としましては、今年度に組織が目指す姿として組織目標を掲げまして、それから組織の使命、組織の存在理由、本来果たすべき役割といったものを記載しています。それから、各種計画と組織目標との関連、次のページに移っていただきまして、今年度の重点事業ということで、各部、それから各課に関して記載してございます。こちらについては、7月上旬に市のホームページにも掲載する予定となっております。内容については、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、7月の行事予定に移らせていただきます。6月26日現在の7月行事予定表をお手元に配っております。左側、1日、月曜日午後5時から、第4回いじめ問題専門委員会を藤代庁舎201会議室で行います。2日、火曜日午後2時から、市民大学「わかりやすい源氏物語」、取手ウェルネスプラザで開催いたします。続いて、4日、木曜日午後2時から、いじめ問題対策連絡協議会、福祉会館で行われます。下に行きまして、6日、土曜日午前中、自然観察会ということで市之代ふれあい公園で行われます。

右側に移っていただきまして、16日、火曜日、埋蔵文化財センター第46回企画展「大正時代の取手ー明治と昭和をつなぐ時代」、こちらは9月23日まで開催となっております。それから、7月19日金曜日、この日をもって小中学校終業式ということで第1学期が終了になります。なお、10時から移動博物館ということで、県自然博物館所蔵品の展示を藤代公民館第3会議室で29日まで行われる予定となっております。

下に行きまして、27日、土曜日10時から国体炬火イベントということで藤代スポーツセンターで行います。それから、午後2時から3時まで芸大生ふれあいコンサートを藤代公民館で行います。27日、28日におきましては、子ども会リーダーズサマーキャンプということで藤代スポーツセンターで行われます。30日、火曜日午後2時から、市民大学「わかりやすい源氏物語」ということで取手ウェルネスプラザで行います。

また、7月の教育委員会定例会は25日、木曜日午前10時からの開催予定となっております。事務局からの報告は以上になります。

## ○教育長

何かありますか。櫻井委員。

## ○櫻井委員

一番最初の教育長のお話にありました、教職員が車でパトロールする際に車体に表示する「パトロール実施中」のマグネットを作成するというようなんですけど、私も民生委員として10年以上前から「ながら見守り」ということでやっているんですけど、犬の散歩であるとか、買い物であるとか、それを児童生徒の下校時刻に合わ

せて行うということをやっていますが、そのときに車で買い物に行くときなども、こういうマグネットがあるといいなと思って、当時、社会福祉課に「ないですか」と聞いたら「ありません」というお答えだったので、もしこの際に作るようでしたら、ぜひ社会福祉課にも声をかけていただいて、必要な方がいれば差し上げるというお声をかけていただければ、非常に助かります。

#### ○教育部長

教育委員会の定例会の中で、そういった御意見があったということを福祉部門にもしっかり伝えていきたいと思えます。できるだけ、作れるようにしたいと思えます。

#### ○櫻井委員

よろしくお願ひします。もう1点ですけど、高齢車の自動車事故が非常に増えていきます。そこで気になったのですが、青少年相談員のほうで車を使ったパトロールを行っているんですが、青少年相談員をされている方は65歳以上の方も多く、もしパトロール中に——しかも公用車を使いますので、65歳以上の青少年相談員が事故でも起こしたらと思うとちょっと不安ですので、市役所では相談員に限らず65歳以上の再任用の方もいらっしゃるかと思えますが、そういった方の公用の運転について、何か基準のようなものはあるんでしょうか。

#### ○教育部長

まず、65歳以上の再任用の方はいないんです。65歳までなので。あと、運転の基準ということに対して、我々職員の場合は公務で運転しますので、そういう注意喚起みたいなものは研修も含めてやるんですけども、そういった高齢の方に対しての部分については総務のほうに確認してみます。

#### ○櫻井委員

お願ひします。できれば、市役所のほうで、そういうことを内規としてつくっていただければ、やはり現場で「高齢なので運転は控えてください」と、その方に直接言うのはなかなか心苦しいところがあります。

#### ○教育長

よくわかりました。

以上をもちまして、以上で本定例会に付議された事案の審議は、すべて終了いたしました。よって、令和元年第6回教育委員会定例会を閉会いたします。

午前11時32分閉会